

京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要領

(目的)

第1条 知事は、府内の高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、医師及び看護師による治療が可能な体制を構築し、万全の態勢で療養ができる環境を整備するために、施設医若しくは協力医療機関又は施設訪問診療等協力機関による治療薬の投与・健康観察等の実施に必要な経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において協力金及び往診等経費（以下「協力金等」という。）又は補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者施設等 次に掲げるものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び特定施設地域密着型特定施設並びに短期入所療養介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能居宅介護又は看護小規模多機能居宅介護を行う事業所

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム

ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅

エ 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」の一部改正について（平成13年5月15日付け老発第192号厚生労働省老健局長通知）別紙の生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱に規定する生活支援ハウス

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設及び共同生活援助を行う住居（障害者グループホーム）

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設

(2) 施設医 高齢者施設等に配置された医師又は高齢者施設等に併設の医療機関に勤務する医師をいう。

(3) 協力医療機関 高齢者施設等に利用者の入院や適切な医療の確保などについて協力する医療機関をいう。

(4) 往診等 高齢者施設等で、新型コロナウイルス感染症に感染した者（高齢者施設等の従事者は除く。）に対して行う、治療薬の投与、健康観察等を行うための往診、オンライン診療又は電話診療（施設訪問診療等協力機関が行う場合にあっては、電話診療を除く。）をいう。

(5) 施設訪問診療等協力機関 あらかじめ京都府に登録し、施設等への往診等が可能な医療機関、訪問看護ステーション等をいう。

(交付対象事業等)

第3条 協力金等の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は次のと

おりとし、それぞれの事業に係る交付対象者、協力金等又は補助金の額及び補助率は、別表のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、当該施設の施設医又は協力医療機関（以下「施設医等」という。）が実施する、施設内療養を行うための事業（以下「施設内療養支援事業」という。）

(2) 新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、施設医等による治療薬の投与等ができない場合に、施設訪問診療等協力機関が保健所の指示を受けて実施する、施設内療養を行うための事業（以下「施設訪問診療等協力機関支援事業」という。）

(交付申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記様式1によるものとする。

2 前項の申請は、特別の事由がない限り、2月末日までに施設内療養中の陽性者に対する治療薬の投与、健康観察等が終了したものについては翌月10日までに、3月1日以降に終了したものについては、できる限り速やかに知事に提出するものとする。

3 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）の申請は、別記様式2によるものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、交付対象事業が京都市内の高齢者施設等で行われ、京都市がこれに対して協力金等を交付する場合にあっては、京都市は別記様式3により3月10日までに知事に対し申請書を提出するものとし、申請書の提出後の事業実施等やむを得ないと知事が認めるものについては、速やかに知事に対し申請書を提出するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定による実績報告については、第4条に規定する申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(返還等)

第6条 知事は、協力金等の交付を受けた医療機関等が、次の各号に該当するときは、既に交付した協力金等の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為があったとき
- (2) その他規則及びこの要領に違反したとき

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月26日から施行し、令和4年6月1日以降の診療に係る協力金等から適用する。

別表（第3条関係）

交付対象事業	交付対象者	協力金等又は補助金の額	補助率
施設内療	施設医若し	1 協力金（1対象施設1回限り）	

養支援事業	くは施設医が在籍する高齢者施設等又は協力医療機関	<p style="text-align: right;">100 千円</p> <p>2 往診等経費（注1、2）</p> <p>医師 診療を行った患者1人1日につき</p> <p style="text-align: right;">30 千円</p> <p>看護師 診療の補助や健康観察等を行った患者1人1日につき</p> <p style="text-align: right;">18 千円</p>																							
	京都市	上記協力金等の交付に要する経費		10 分の 10																					
施設訪問診療等協力機関支援事業	施設訪問診療等協力機関	<p>1 協力金（1対象施設1回限り）（注3）</p> <p>(1)協力金A（1施設目）（注4）</p> <p>診療患者数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>1人～ 5人</td><td>300 千円</td></tr> <tr><td>6人～10人</td><td>370 千円</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>440 千円</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>510 千円</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>580 千円</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>650 千円</td></tr> <tr><td>31人～35人</td><td>720 千円</td></tr> <tr><td>36人～40人</td><td>790 千円</td></tr> <tr><td>41人～45人</td><td>860 千円</td></tr> <tr><td>46人～50人</td><td>930 千円</td></tr> <tr><td>51人～</td><td>1,000 千円</td></tr> </table> <p>(2)協力金B（2施設目以降）</p> <p>診療患者数に関係なく 300 千円</p> <p>2 往診等経費（注1、5）</p> <p>医師 診療を行った患者1人1日につき</p> <p style="text-align: right;">30 千円</p> <p>看護師 診療の補助や健康観察等を行った患者1人1日につき</p> <p style="text-align: right;">18 千円</p>	1人～ 5人	300 千円	6人～10人	370 千円	11人～15人	440 千円	16人～20人	510 千円	21人～25人	580 千円	26人～30人	650 千円	31人～35人	720 千円	36人～40人	790 千円	41人～45人	860 千円	46人～50人	930 千円	51人～	1,000 千円	
	1人～ 5人	300 千円																							
6人～10人	370 千円																								
11人～15人	440 千円																								
16人～20人	510 千円																								
21人～25人	580 千円																								
26人～30人	650 千円																								
31人～35人	720 千円																								
36人～40人	790 千円																								
41人～45人	860 千円																								
46人～50人	930 千円																								
51人～	1,000 千円																								
京都市	上記協力金等の交付に要する経費	10 分の 10																							

- 注1 往診等経費の交付は、同一患者に対しては1日当たり1回限りとする。
- 2 同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、施設医が常駐する施設においては、容体の変化に伴うもの又は施設長により診療が必要と判断されたものに限り交付の対象とし、施設医が常駐していない施設においては、往診（オンライン診療又は電話診療を除く。）に限り交付の対象とする。
- 3 協力金は医師の派遣を行った場合にのみ対象とする。
- 4 同一年度に2施設以上の施設において往診等を実施した場合は、協力金Aの単価は治療薬等の投与等を行った患者数が最も多かった施設に適用することとし、協力金Aの単価を適用しなかった施設については、協力金Bの単価を適用する。
- 5 同一患者に対する2回目以降の診療がオンラインにより行われた場合、当該患

者に対する診療は往診等経費の対象としない。

別記様式1 (第4条関係)

年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

(法 人 名)
(役職・代表者名)

京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付申請書

補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号)及び京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要領第4条第1項の規定により、協力金等の交付を申請します。

記

- 1 協力金等交付申請額 金 円
 〔 内訳 協力金 円
 往診等経費 円 〕
- 2 実施内容
 別紙1のとおり
- 3 添付書類
 (1) 補助対象事業に係る予算書(見込書)抄本
 (2) その他参考となる書類

高齢者施設等医療提供体制構築事業 (施設内療養支援事業関係)

京都市以外用

施設医 (施設常勤) 名 _____

施設医 (施設非常勤) _____

協力医療機関等 _____

法人名 _____

医療機関名 _____

※京都市以外の高齢者施設等を対象に診療を行った場合に使用

【診察を行った施設】

施設等名 _____

施設所在地 _____

診療患者数 _____ 人

※診療した患者の実人数を記載

番号	氏名	ふりがな (氏名)	生年月日 (YYYY/MM/DD)	申請 対象 ※1	訪問日 ※2	時 間	職 種	診 療	容 体 変 化 の 有 無	施 設 長 指 示 の 有 無	診 療 内 容
1			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
2			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
3			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
4			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
5			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
6			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
7			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
8			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
9			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			
10			年 月 日		年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン・電話			

<記入上の注意点>

※1 同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、施設医が常駐する施設においては、施設の変化に伴うもの又は施設長により診療が必要と判断されたものに限り交付の対象とし、施設医が常駐していない施設においては、往診 (オンライン診療又は電話診療を除く。) に限り交付の対象とします。

※2 診療した日付順に記載してください。

高齢者施設等医療提供体制構築事業 (施設訪問診療等協力機関支援事業関係)

京都市以外用

※京都市以外の高齢者施設等を対象に診療を行った場合に使用

法人名 (法人の場合、法人名を併記)

医療機関名

【診察を行った施設】

施設等名

施設所在地

診療患者数

人

※診療した患者の実人数を記載

番号	氏名	ふりがな (氏名)	生年月日 (YYYY/MM/DD)	往診コード ネットワーク・ 保健所へ報告 ※1		申請 対象 ※2	訪問日 ※3	時 間	職 種	診療 ※4	診療内容
				済	未						
1							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
2							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
3							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
4							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
5							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
6							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
7							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
8							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
9							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	
10							年 月 日	時 分 ~ 時 分	医師 看護師	往診・オンライン	

<記入上の注意点>

※1 協力の対象は、往診コードネットワークから診療の依頼した場合のみです。往診コードネットワークチーム及び保健所に診療結果の報告をしていない場合は、必ず報告してください。

※2 オンラインによる往診等経費は、2回目以降は支給対象となりません。

※3 診療した日付順に記載してください。

※4 電話による治療の投与、健康観察等は認めていませんのでご注意ください。

別記様式2 (第4条関係)

年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

(法 人 名)

(役職・代表者名)

京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等変更交付申請書

令和 年 月 日付け京都府指令 高第 号により交付決定を受けた上記協力金等について、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及び京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要領第4条第3項の規定により、下記のとおり変更申請します。

記

1	協力金等変更申請額	金	円
	内訳	協力金	円
		往診等経費	円
	既交付決定額	金	円
	内訳	協力金	円
		往診等経費	円
	差引増減額	金	円
	内訳	協力金	円
		往診等経費	円

2 実施内容

別紙1のとおり

3 添付書類

- (1) 補助対象事業に係る予算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる書類

別記様式3（第4条関係）

年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

京都市長 門川 大作

京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業補助金交付申請書

補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及び京都府高齢者施設等医療提供体制構築事業協力金等交付要領第4条第4項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 実施内容
別紙2のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象事業に係る予算書(見込書)抄本
 - (2) その他参考となる書類

高齢者施設等医療提供体制構築事業（施設内療養支援事業関係）

番号	施設・事業所名	施設医等名	訪問日 ※1	診療した 陽性患者数	職 種	診療	交付額
1			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
2			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
3			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
4			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
5			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
6			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
7			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
8			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
9			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
10			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン・電話	円
計							円

<記入上の注意点>

※1 診療した日付順に記載してください。

高齢者施設等医療提供体制構築事業（施設訪問診療等協力機関支援事業関係）

番号	施設訪問診療等協力機関名	施設・事業所名	訪問日 ※1	診療した 陽性患者数	職 種	診療 ※2 ※3	交付額
1			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
2			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
3			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
4			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
5			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
6			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
7			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
8			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
9			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
10			年 月 日	人	医師 看護師	往診・オンライン	円
計							円

<記入上の注意点>

※1 診療した日付順に記載してください。

※2 電話による診療は、往診等経費の交付対象ではありません。

※3 オンラインによる診療は、2回目以降は往診等経費の交付対象ではありません。

高齢者施設等医療提供体制構築事業（施設内療養支援事業関係）について

1 目的

第6波時のクラスター発生施設の増加を踏まえ、コロナ禍においても高齢者等の命を守るため、府内全ての高齢者施設等において、医師・看護師による治療が可能な体制を構築し、安心して療養いただける医療提供体制を整備することを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した施設において、当該施設の施設医等（施設医・協力医療機関）により治療薬の投与、健康観察等を行った場合に、施設医等に対し、京都府・京都市から協力金等を交付する。

2 対象事業

新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、その施設医等（施設医・協力医療機関）が新型コロナウイルス感染症に感染した陽性者（施設等従事者を除く。）に対して治療薬の投与、健康観察等（往診・オンライン・電話）を行った場合に対象とする。

3 協力金等交付対象者

当該高齢者施設等に係る施設医又は協力医療機関

4 対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能居宅介護、障害者支援施設、障害児入所施設、障害者共同生活援助（障害者グループホーム）

5 協力金、往診等経費について

- ・協力金：100 千円/1 対象施設（1 回限り）
 - ・往診等経費：医師 30 千円/患者 1 人 ・看護師 18 千円/患者 1 人
- * 医療保険の請求は協力金とは別で請求のこと

6 事業開始時期

令和4年6月1日（水）午前0時から

7 実施の流れ

①施設医等への依頼	施設長から施設医等（施設医・協力医療機関）に実施を依頼	
②陽性者の情報を	施設長が、施設医等（施設医・協力医療機関）に対象者の	

医療機関に提供	情報を提供。 施設医等（施設医・協力医療機関）は対象施設と往診日程等を調整	
③-1 診療の実施	施設医等（施設医・協力医療機関）は感染対策を講じた上で、対象施設を訪問し、全身状態の観察後、必要に応じ治療薬の投与などを実施	③-1 又は ③-2
③-2 オンライン診療等の実施	施設医等（施設医・協力医療機関）は、オンライン又は電話により必要に応じ治療薬の投与、健康観察等を実施	
④診療の結果報告	診療を実施した施設医等（施設医・協力医療機関）は、結果を保健所に報告	
⑤協力金等の交付申請、請求	診療を実施した施設医等（施設医・協力医療機関）は、京都府高齢者支援課又は京都市介護ケア推進課に交付申請を送付	交付申請書 (別記様式)

高齢者施設等医療提供体制構築事業（施設訪問診療等協力機関支援事業関係）について

1 目的

第6波時のクラスター発生施設の増加を踏まえ、コロナ禍においても高齢者等の命を守るため、第6波時のクラスター発生施設の増加を踏まえ、府内全ての高齢者施設等において、医師・看護師による治療が可能な体制を構築し、安心して療養いただける医療提供体制を整備することを目的に、新型コロナウイルス感染症の感染が発生した施設において、当該施設の施設医等により治療薬の投与等が実施できず、施設訪問診療等協力機関の医師等が治療薬の投与、健康観察等を行った場合に、施設訪問診療等協力機関に対し、京都府・京都市から協力金等を交付する。

2 対象事業

新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、施設医や協力医療機関で対応できない場合に、保健所の調整により、施設訪問診療等医療機関において、陽性者（施設等従事者を除く。）に対して治療薬の投与、健康観察等を訪問又はオンラインで行った場合に対象とする。

3 協力金等支給対象者

京都府又は京都市にあらかじめ登録された施設訪問診療等協力機関

4 対象施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、短期入所生活介護、短期入所療養介護、（看護）小規模多機能型居宅介護、障害者支援施設、障害児入所施設、障害者共同生活援助（障害者グループホーム）

4 施設訪問診療等協力機関

対象施設の新型コロナウイルスに感染した陽性者（施設等従事者を除く。）に対する治療薬投与、健康観察等を訪問又はオンラインで実施する医療機関、訪問看護ステーション

※あらかじめ、京都府又は京都市に登録が必要

5 協力金、往診経費について

- ・協力金：上限1,000千円/1施設（施設訪問診療等協力機関が1施設目の治療薬の投与等を行った診療患者数により支給、1対象施設当たり1回限り）
300千円/1施設（施設訪問診療等協力機関が2施設目以降、治療薬の投与等を行った場合、1対象施設当たり1回限り）

*1施設目については、治療薬の投与等を行った患者数に応じ、協力金を交付（協力金の交付額は、派遣実績が確定した後に、全ての派遣施設の中で診療患者数が最も多くなった施設に1施設目の単価を適用するように調整）

1 施設目		2 施設目以降	
診療患者数	1 人～ 5 人	300 千円	診療患者数に関わらず 300 千円
	6 人～10 人	370 千円	
	11 人～15 人	440 千円	
	16 人～20 人	510 千円	
	21 人～25 人	580 千円	
	26 人～30 人	650 千円	
	31 人～35 人	720 千円	
	36 人～40 人	790 千円	
	41 人～45 人	860 千円	
	46 人～50 人	930 千円	
	51 人～	1,000 千円	

・往診等経費：医師 30 千円/患者 1 人 ・看護師 18 千円/患者 1 人

* 医療保険の請求は協力金とは別で請求のこと

6 事業開始時期

施設訪問診療等協力機関の体制が整った地域から順次、実施

7 実施の流れ

①施設との調整等	保健所又は各圏域に設けられた往診コーディネートチームが、施設長と協議の上、施設訪問診療等協力機関による治療薬投与等の必要性を判断	
②訪問診療等協力機関による往診等を依頼	保健所又は往診コーディネートチームが、対象施設に確認の上、施設訪問診療等協力機関に治療薬投与等を依頼	
③陽性者の情報を医療機関に提供	施設長が、保健所又は往診コーディネートチームを通じて、施設訪問診療等協力機関に対象者の情報を提供。 施設訪問診療等協力機関が、対象施設と往診日程等を調整	
④-1 診療の実施	施設訪問診療等協力機関の従事者は感染対策を講じた上で、対象施設を訪問し、全身状態の観察後、治療薬の投与等を実施	④-1 又は ④-2
④-2 オンライン診療の実施	保健所又は往診コーディネートチーム及び施設長と協議の上、施設訪問診療等協力機関の医師の判断に基づき、オンライン診断及び投薬治療等を実施	
⑤診療の結果報告	投薬治療等を実施した訪問診療等協力機関は、結果を保健所又は往診コーディネートチームに報告	
⑥協力金等の交付申請、請求	診療を実施した施設訪問診療等協力機関は、京都府高齢者支援課又は京都市介護ケア推進課に交付申請書を送付 (交付申請後に、診療患者数に変更が生じた場合は、変更交付申請書を送付)	交付申請書 変更交付申請書 書 (別記様式)

施設内療養支援事業に係るQ & A

Q 1 事業の対象となる施設の要件は何か。

A 1 新型コロナウイルス感染症が発生した施設において、当該施設の施設医・協力医療機関が往診、オンライン又は電話により治療薬の投与、健康観察等を行った場合に協力金等の対象となります。

また、京都市に所在する施設も対象となります。

Q 2 協力金の交付要件は何か。

A 2 施設医・協力医療機関が感染症発生施設に往診、オンライン又は電話により治療薬の投与、健康観察等を行った場合に、協力金を交付します。

支給回数は1施設あたり、診療日数の長短に関わらず年度内で1回のみとなります。

Q 3 高齢者施設等において従事している看護師が、同一法人内のグループホーム等に出向き、施設医等と協力して診療に当たった場合は、対象となるのか。

A 3 施設の従事者は「施設医等」には当たりませんので、対象とはなりません。ただし、他の施設に応援に行った職員に対して特別手当等を支給した場合は、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による助成対象とすることが可能です。

Q 4 往診等経費の交付要件は何か。

A 4 実際に往診、オンライン又は電話による治療薬の投与、健康観察等を行った医師・看護師に対して、その実績に応じて交付します。ただし、看護師については往診のみを対象とし、オンライン又は電話は対象としません。往診、オンライン又は電話による治療薬の投与、健康観察等に要する経費は、医師が患者1人当たり30千円、看護師が患者1人当たり18千円となっており、診療報酬の対象となる場合でも、別に交付します。

Q 5 同一患者に対する往診等経費の交付回数については、どうなるのか。

A 5 同一患者に対する2回目以降の診療に係る往診等経費については、施設医が常駐する施設においては、容体の変化に伴うもの又は施設長により診療が必要と判断されたものに限り対象とします。

また、施設医が常駐していない施設においては、往診（オンライン診療又は電話診療を除く。）に限り対象とします。

Q 6 電話診療が往診等経費の交付対象となる理由は何か。

A 6 施設医・協力医療機関の担当医は患者の特性を把握しており、かつ、施設においても患者の横でサポートできる職員が確保されていることから、電話による治療薬の投与、健康観察等でも可としています。

Q 7 施設医、協力医療機関の所在地は京都府内でなくてもよいのか。

A 7 施設医、協力医療機関として京都府内の施設と契約し、現にその役割を果たしている場合は、所在地は他府県でも可です。

Q 8 同時に症状のある濃厚接触者の診療を実施した場合に、対象に含めることは可能か。

A 8 陽性者への治療薬の投与、健康観察等が対象であり、本件の場合を対象となりません。

Q 9 同一施設の中で、施設医等が治療薬の投与、健康観察等を行った者と、施設訪問診療等協力機関により診療を行った者が混在する場合、両方とも事業の対象となるのか。

A 9 保健所との協議により、施設医等のみでは対応が難しく、外部の医療機関の支援を受けることが適切と判断した場合は、両方とも対象となります。

Q10 施設医等により、治療薬の投与、健康観察等を実施した後、入院となった場合でも対象となるのか。

A10 施設医等により、陽性者に対する治療薬の投与、健康観察等を行った場合は、対象となります。

Q11 介護老人保健施設などでは、施設医（併設医療機関の医師）が平日昼間に治療薬の投与、健康観察等を行うことが日常的にあるが、これも対象となるのか。

A11 陽性者に対する治療薬の投与、健康観察等に該当するのであれば、対象となります。ただし、施設の看護師は対象となりませんが、陽性者への対応に係る追加的業務に対し割増賃金等を支給した場合は、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の助成対象となります。

施設訪問診療等協力機関支援事業に係るQ & A

Q 1 事業の対象となる施設の要件は何か。

A 1 新型コロナウイルス感染が発生した施設の施設医・協力医療機関が、治療薬の投与、健康観察等を実施できない場合において、保健所からの依頼に基づき、「施設訪問診療等協力機関」が往診等を行った場合に事業の対象となります。

なお、京都市に所在する施設も対象となります。

Q 2 協力金の交付要件は何か。

A 2 訪問診療等協力機関が対象施設において診療を行った場合に、協力金を交付します。交付回数は1施設あたり、年度内で1回のみとなります。

Q 3 高齢者施設等において従事している看護師が、同一法人内のグループホーム等に出向き、施設訪問診療等協力機関と協力して診療に当たった場合は、対象となるのか。

A 3 施設の従事者は「施設訪問診療等協力機関」には当たりませんので、対象となりません。ただし、他の施設に応援に行った職員に対して特別手当等を支給した場合は、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による助成対象とすることが可能です。

Q 4 2施設目以降の診療患者数が1施設目より多くなった場合、協力金の交付額はどうなるのか。

A 4 協力金の交付額は、派遣実績が確定した後に、全ての派遣施設の中で診療患者数が最も多くなった施設に1施設目の単価を適用するよう調整します。

Q 5 往診等経費の交付要件は何か。

A 5 往診又はオンライン診療（電話は対象外）を行った医師・看護師に対して、その診療実績に応じて交付します。ただし、看護師については、往診のみを対象とし、オンラインは対象としません。診療又はオンライン診療に要する経費は、医師が患者1人当たり30千円、看護師が患者1人当たり18千円となっており、診療報酬の対象となる場合でも別に交付します。

Q 6 同一患者に対する往診等経費の交付回数については、どうなるのか。

A 6 一度往診等を行った患者について、医療上の必要性から、翌日以降に再度、施設に赴き診療を行った場合についても往診等経費の対象となります。（支給は1日一回限り。）ただし、オンラインによる診療については、二回目以降は、往診等経費の交付の対象となりません。

Q 7 施設内療養支援協力金等の交付を受けた施設でも、訪問診療等協力機関の派遣は可能か。

A 7 既に施設医・協力医療機関により治療が行われた施設においても、訪問診療等協力機関によるコロナ治療薬投与等が必要と判断される場合は、保健所長と協議の上、対応を検討します。

Q 8 新型コロナウイルス感染症が発生して訪問診療等協力機関が治療薬投与を含む診療を行った施設において、感染収束後に、再度感染が発生して、訪問診療等協力機関が治療薬投与を含む診療を再度行った場合、協力金は通算して1施設として取り扱うのか。それとも2施設として取り扱うのか。

A 8 協力金としては、1施設として取り扱います。ただし、訪問診療等協力機関が異なる場合は、1施設目として取り扱います。

Q 9 電話診療が往診等経費の支給対象とならない理由は何か。

A 9 患者の特性をあらかじめ把握している施設医・協力医療機関の担当医とは異なり、施設訪問診療等協力機関の医師はそれまでに患者の特性を把握していないことから、電話による治療薬の投与、健康観察等は本事業の対象にはしていません。

Q10 同時に症状のある濃厚接触者の診療を実施した場合に、対象に含めることは可能か。

A10 陽性者への治療薬の投与、健康観察等が対象であり、本件の場合は対象となりません。